

固定資産税

本試験問題

〔第一問〕

問 1 移動性償却資産に対する固定資産税の課税団体、事業者の申告、評価・価格等の決定及び価格等の固定資産課税台帳への登録について、船舶を例にとり、2以上の市町村にわたって使用される場合にも触れながら説明しなさい。

〔第一問〕

問 2 土地課税台帳の閲覧制度と土地価格等縦覧帳簿の縦覧制度に関して、相互の相違点を踏まえつつ、その趣旨、対象期間、対象者及び対象項目についてそれぞれ説明しなさい。

〔第二問〕 問 1

⑫ 専有部分における各階の天井の高さは以下のとおりであり、N市長は当該各階の天井の高さについて著しい差異があるとして、地方税法第352条第1項の規定に基づく補正を行うこととしている。

1階	5.2m
2階及び3階	3.0m
4階	4.5m

⑬ 天井の平均の高さは 3.9mである。

TAC予想問題

●実力完成答練 第3回〔第一問〕 1

1. 甲社は日本国内の複数の定けい場のみにおいて使用する船舶（日本国籍、大規模の償却資産には該当しないもの）を保有し、平成29年度の賦課期日現在事業の用に供している。そこで、当該船舶に係る固定資産税の課税標準について説明した上で、課税団体、評価及び価格の決定について説明しなさい。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕 1

1. 固定資産税において土地価格等縦覧帳簿の縦覧制度が設けられている趣旨及び当該縦覧制度について説明しなさい。なお、修正勧告により価格等を修正した場合の縦覧については、説明することを要しない。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕 1

⑤ 各専有部分には、次のような差がある。

(a) 天井の高さ（平均4.35m）

1階部分 5.1m 2階部分 3.1m 3階部分 2.9m 4階部分 6.6m

ズバリ的中!

〔第二問〕問2

問2 次に掲げる償却資産に係る平成29年度分の課税標準額を、甲県課税分、乙市課税分及び丙町課税分に分けて、それぞれ計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

〔X会社〕

① A工場

甲県乙市に建設され、平成27年5月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は42,000,000千円
平成28年度に法定金額[※]を超過

② B工場

甲県乙市に建設され、平成27年10月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は86,000,000千円
平成28年度に法定金額を超過

③ C工場

甲県丙町に建設され、平成23年8月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は23,000,000千円
平成24年度に法定金額を超過

〔Y会社〕

④ D工場

甲県乙市に建設され、平成26年12月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は3,000,000千円
平成27年度に法定金額を超過

⑤ E工場

甲県丙町に建設され、平成24年9月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は2,000,000千円
平成25年度に法定金額を超過

⑥ F工場

甲県丙町に建設され、平成21年7月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は55,000,000千円
平成22年度に法定金額を超過

(1) 官報に公示された最近の人口は、甲県780,000人、乙市59,000人、丙町27,000人である。

(2) 平成28年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額は、乙市15,200,000千円、丙町15,000,000千円である。

(3) 平成28年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額は、乙市6,903,000千円、丙町8,000,000千円である。

(4) (2)の基準財政収入額に算入された大規模償却資産に係る固定資産税の収入見込額は、乙市1,950,235千円、丙町2,280,000千円である。

※ 地方税法第349条の4第1項の規定により、市町村の区分に応じて定められる以下の金額をいう。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕問2

問2 次の〔資料〕に掲げる償却資産に係る平成29年度分の課税標準額を甲県課税分、乙市課税分に分けてそれぞれ計算過程を示して算出しなさい。なお、計算は千円単位で行うこととし、千円未満の金額が生じたときには、切り捨てることとする。

〔資料〕

甲県乙市（地方自治法第252条の19第1項の市以外の市）の償却資産等の状況は次のとおりである。

- (1) 人口 1万9,000人
- (2) 平成28年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額 320億円
- (3) 平成28年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額 168億円
- (4) (2)の基準財政収入額に算入された大規模償却資産に係る固定資産税の収入見込額 53億7,998万円
- (5) 償却資産に係る平成29年度分の課税標準額等

① X社A発電所

- ・平成25年4月1日建設
- ・平成28年度に課税定額^{*}を超過
- ・平成29年1月1日現在の評価額 4,444億4,000万円
- ※ 課税定額とは、地方税法第349条の4第1項の規定により、市町村の区分に応じて定められる金額をいう。以下同じ。

② X社B工場

- ・平成27年8月1日建設
- ・平成28年度に課税定額を超過
- ・平成29年1月1日現在の評価額 2,852億4,000万円

③ X社C設備^{*}

- ・平成27年11月1日建設
- ・平成28年度に課税定額を超過
- ・平成29年1月1日現在の評価額 500億円
- ※ B工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものである。

④ X社D防波堤

- ・平成25年4月1日建設
- ・平成27年度に課税定額を超過
- ・平成29年1月1日現在の評価額 600億円

⑤ X社E工場

- ・平成21年4月1日建設
- ・平成27年度に課税定額を超過
- ・平成29年1月1日現在の評価額 1,600億円

⑥ Y社F工場

- ・平成16年2月1日建設
- ・平成17年度に課税定額を超過
- ・平成29年1月1日現在の評価額 2,400億円

⑦ Y社G発電所

- ・平成26年2月1日建設
- ・平成28年度に課税定額を超過
- ・平成29年1月1日現在の評価額 7,298億4,000万円

ズバリ的中!